

佐賀県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 厳木富士線	唐津市厳木町天川字田下七 二六番三二地先から 唐津市厳木町天川字藤原一 四四九番一地先まで	唐津市厳木町天川字藤原一 四四九番一地先まで
	唐津市厳木町天川字田下七 二六番三二地先から 唐津市厳木町天川字藤原一 四四九番一地先まで	唐津市厳木町天川字藤原一 四四九番一地先まで
	前	後
	幅員 メートル 二一・九 、 五・五	幅員 メートル 五五・四 、 八・八
	延長 メートル 三、〇八八・五	延長 メートル 二、八九六・二